

令和2年第5回（9月）都城市議会定例会 付議事件一覧

令和2年9月2日現在

●市長提出議案案件

議案案件 36件 (承認=3件、条例=4件、補正予算=6件、決算認定=14件、単行=9件)

諮詢案件 6件 (人権擁護委員候補者6名)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 承認議案 3件

頁

1	議案第87号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和2年度都城市一般会計補正予算)	※
2	議案第88号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和2年度都城市一般会計補正予算)	※
3	議案第89号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和2年度都城市一般会計補正予算)	※

○ 条例議案 4件

頁

4	議案第90号	都城市税条例の一部を改正する条例の制定について	1
5	議案第91号	都城市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	9
6	議案第92号	都城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	15
7	議案第93号	都城市高城地域交流センター条例を廃止する条例の制定について	21
		都城市高城地域交流センターを廃止するため、条例を廃止するもの	

○ 補正予算議案 6件

頁

8	議案第94号	令和2年度都城市一般会計補正予算（第4号）	※
9	議案第95号	令和2年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※
10	議案第96号	令和2年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※
11	議案第97号	令和2年度都城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	※
12	議案第98号	令和2年度都城市電気事業特別会計補正予算（第1号）	※
13	議案第99号	令和2年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	※

○ 決算認定議案 14件

頁

14	議案第100号	令和元年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について	※
15	議案第101号	令和元年度都城市食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について	※
16	議案第102号	令和元年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※
17	議案第103号	令和元年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※
18	議案第104号	令和元年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
19	議案第105号	令和元年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	※
20	議案第106号	令和元年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
21	議案第107号	令和元年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※
22	議案第108号	令和元年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
23	議案第109号	令和元年度都城市水道事業会計決算の認定について	※
24	議案第110号	令和元年度都城市簡易水道事業会計決算の認定について	※
25	議案第111号	令和元年度都城市御池簡易水道事業会計決算の認定について	※
26	議案第112号	令和元年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について	※
27	議案第113号	令和元年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について	※

○ 単行議案 9件

頁

	議案第114号	工事請負契約の締結について	
28		都城市汚泥再生処理センター整備工事について、クボタ環境サービス株式会社 九州支店を随意契約の相手方として決定したので、同事業者との契約の締結について議会の議決を求めるもの	27
	議案第115号	工事請負契約の締結について	
29		上長飯一万城地区体育館移転新築（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、都北・須賀特定建設工事共同企業体が、2億9千997万円(税込み)で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの	31
	議案第116号	工事請負契約の締結について	
30		防衛国 第1号 都城駐屯地周辺道路改修等（鷹尾都原線）事業 道路改良（3工区）工事について、先般行った一般競争入札の結果、木場・今元特定建設工事共同企業体が、2億6千455万円(税込み)で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの	35
	議案第117号	財産の取得について	
31		水槽付小型動力ポンプ積載車の取得について、先般行った指名競争入札の結果、中村消防防災株式会社 都城営業所が、2千437万6千円(税込み)で落札したので、同事業者から取得することについて議会の議決を求めるもの	39

	議案第118号	議決事項の変更について	
32	都城市高崎大牟田農産加工センター及び都城市高崎江平農産加工調理センターの指定管理者である高崎町農産加工センター事業協同組合が、令和2年10月1日付けで当該指定管理業務を含む当該組合の特產品の加工事業等を株式会社R O P E S(ロープス)に事業承継し、解散することに伴い、指定管理者の指定の期間を議案のとおり変更するため、議会の議決を求めるもの	43	
33	議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について	47
34	都城市高崎大牟田農産加工センター及び都城市高崎江平農産加工調理センターの指定管理者に株式会社R O P E S(ロープス)を指定することについて、議会の議決を求めるもの	55	
35	議案第120号	令和元年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	57
36	34 令和元年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金4億7千569万6千182円のうち2億2千903万9千989円を減債積立金に積み立て、2億4千665万6千193円を組入資本金に加えることについて、議会の議決を求めるもの 35 令和元年度都城市御池簡易水道事業会計未処分利益剰余金350万6千748円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるもの 36 議案第122号 令和元年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について 36 令和元年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金711万8千998円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるもの	59	

○ 請問案件 6件

頁

37 - 42	請問第2号－ 請問第7号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	※
---------------	-----------------	------------------------------	---

令和2年第5回都城市議会定例会（9月）

（議案第87号～第122号、質問第2号～第7号）

議案第90号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

都城市長 池田宜永

都城市税条例の一部を改正する条例
(都城市税条例)

第1条 都城市税条例(平成18年条例第99号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
附 則	附 則 (読替規定)	附 則 (読替規定)
	第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。	第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。
	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2	2～10	2～10
	(略)	(略)
11	法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	11 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合
12	(略)	12 (略)
13	(略)	13 (略)
14	(略)	14 (略)
15	(略)	15 (略)
16	(略)	16 (略)
17	(略)	17 (略)
18	(略)	18 (略)
19	法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の	19 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の

	18 (略)	
	<u>20 (略)</u>	
	<u>21 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。</u>	
	(読替規定)	
第25条	法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで <u>若しくは第47項、第15条の2 第2項の3</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項」とする。	法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで <u>第47項若しくは第48項、第15条の2 第2項、第15条の3 又は第61条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項」とする。
第2条	都城市税条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
	改正前	改正後
	附 則 (読替規定)	附 則 (読替規定)
第10条	法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。	法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。
	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2	(略)	第10条の2 (略)
2～20	(略)	2～20 (略)
21	法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。	法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。
	(読替規定)	(読替規定)

第25条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第27条 (略)

第25条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第27条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
第28条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に對応するための国税關係法律の臨時特例に關する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
第29条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。
(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例の規定による改正後の都城市税条例（以下「新条例」という。）の規定中、個人の市民税に関する部分は、令和3年度分までの個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第25条の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

(都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第6条 都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「第10条の2 第17項の規定の適用の対象となる機械装置等」を「第10条の2 第18項の規定の適用の対象となる機械装置等及び同条第21項の規定の適用の対象となる家屋又は構築物」に改める。

議案第 90 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 納税管理課】

条例名	都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	• 第 1 条 公布の日 • 第 2 条 令和 3 年 1 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	地方税法等の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税の課税標準に係る特例を新設等するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要(制定理由・主な改正点)	第 1 条 (公布日施行) 附則第 10 条 地方税法の改正に伴う条の追加 附則第 10 条の 2 固定資産税及び都市計画税の課税標準に係る特例を新設 第 11 項 特定水力発電設備（認定 5,000 kW 以上）について 3/4 に設定 第 19 項 浸水被害軽減地域土地について 2/3 に設定 第 21 項 生産性向上特措法のうちコロナウイルス特例分について 0 に設定 附則第 25 条 地方税法の改正に伴う項の追加 第 2 条 (令和 3 年 1 月 1 日施行) 附則第 10 条 地方税法の改正に伴う条のずれ 附則第 10 条の 2 地方税法の改正に伴う条のずれ 附則第 25 条 地方税法の改正に伴う条のずれ 附則第 28 条 地方税法の改正に伴う規定の整備（コロナ特例） 附則第 29 条 地方税法の改正に伴う規定の整備（コロナ特例）		
関係する法令及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号） 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）		
制定改廃を要する関係条例等	都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 30 年条例第 31 号）		
備 考	なし		

議案第91号

都城市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

都城市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

都城市長 池田宜永

都城市保育所条例の一部を改正する条例
都成18年条例第113号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
都城市山之日中央保育所	都城市山之日町花木2301番地41	都城市やまのくち保育所	都城市山之口町花木2760番地1
都城市山之口ふもと保育所	都城市山之日町山之口2943番地	都城市富吉保育所	(略)
都城市富吉保育所	(略)	都城市富吉保育所	(略)
都城市山之口乳児保育所	都城市山之日町花木2630番地3	(略)	(略)
(略)			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 91 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市保育所条例の一部を改正する条例										
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止										
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月								
制定改廃の目的・背景	山之口中央保育所、山之口ふもと保育所及び山之口乳児保育所を統合し、新たに都城市やまのくち保育所を設置するため、所要の改正を行うもの。										
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>【改正前】</p> <table border="1"> <tr> <td>都城市山之口中央保育所</td> <td>都城市山之口町花木 2301 番地 41</td> </tr> <tr> <td>都城市山之口ふもと保育所</td> <td>都城市山之口町山之口 2943 番地</td> </tr> <tr> <td>都城市山之口乳児保育所</td> <td>都城市山之口町花木 2630 番地 3</td> </tr> </table> <p>【改正後】</p> <table border="1"> <tr> <td>都城市やまのくち保育所</td> <td>都城市山之口町花木 2760 番地 1</td> </tr> </table>			都城市山之口中央保育所	都城市山之口町花木 2301 番地 41	都城市山之口ふもと保育所	都城市山之口町山之口 2943 番地	都城市山之口乳児保育所	都城市山之口町花木 2630 番地 3	都城市やまのくち保育所	都城市山之口町花木 2760 番地 1
都城市山之口中央保育所	都城市山之口町花木 2301 番地 41										
都城市山之口ふもと保育所	都城市山之口町山之口 2943 番地										
都城市山之口乳児保育所	都城市山之口町花木 2630 番地 3										
都城市やまのくち保育所	都城市山之口町花木 2760 番地 1										
関係する法令及びその条項	なし										
制定改廃を要する関係条例等	なし										
備 考	なし										

議案第92号

都城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

都城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

都城市長 池田宜永

都城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
都城市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p>(部会の設置)</p> <p><u>第7条 法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するに当たり、</u> <u>必要に応じて子育て会議に部会を設置することができる。</u></p> <p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第8条 (略)</u> (庶務)</p> <p><u>第9条 (略)</u> (委任)</p> <p><u>第10条 (略)</u></p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 92 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	公布の日		制定年月	平成 25 年 6 月
制定改廃の目的・背景	子ども・子育て会議を更に充実したものとする目的として、会議の下部組織として部会を設置できる旨を規定するため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	子ども・子育て会議の下部組織に部会を設置できる規定を追加する。			
関係する法令及びその条項	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備 考	なし			

議案第93号

都城市高城地域交流センター条例を廃止する条例の制定について

都城市高城地域交流センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

都城市長 池田宜永

都城市高城地域交流センター条例を廃止する条例

都城市高城地域交流センター条例（平成18年条例第361号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。

議案第 93 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：高城総合支所 産業建設課】

条例名	都城市高城地域交流センター条例を廃止する条例					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止					
施行予定日	令和 3 年 3 月 1 日	制定年月	平成 18 年 12 月			
制定改廃の目的・背景	都城市高城地域交流センターを廃止するため、条例を廃止するもの。					
条例案の概要(制定理由・主な改正点)	当該条例を廃止する。					
関係する法令及びその条項	なし					
制定改廃を要する関係条例等	なし					
備 考	なし					

議案第 114 号

工事請負契約の締結について

都城市汚泥再生処理センター整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--------------------|
| 1 契約の目的 | 都城市汚泥再生処理センター整備工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 2,013,000,000 円 |
| 4 契約の相手方 | クボタ環境サービス株式会社 九州支店 |

議案第114号関係資料

都城市汚泥再生処理センター整備工事

1 工事概要 都城市汚泥再生処理センターの整備工事

施設規模：200 kℓ／日（し尿：21 kℓ／日、浄化槽汚泥：
176 kℓ／日）

機械設備工事

電気設備工事など

2 予定価格 2, 024, 000, 000円（消費税及び地方消費税込み）

1, 840, 000, 000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 契約金額 2, 013, 000, 000円（消費税及び地方消費税込み）

1, 830, 000, 000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 契約相手方の選定理由

本工事は、主要設備がプラントメーカーの技術開発によるものであり、形状、寸法、運転条件など多くの事項がメーカーの特許及びノウハウに属している上、水処理施設、資源化設備、環境保全設備等の特殊な設備を含む高度な技術の集合体であるため、処理遂行の責務を負う地方公共団体が独自に詳細な設計を行うことは極めて困難である。

このため、発注者が契約前に実現しようとする施設の性能（機能能力、制約条件等を含む。）を条件として、その性能を満足できる技術力を有する者を選定すべく、本工事入札の参加資格要件となる技術提案者を公募したところ、1者のみの参加となり、当該事業者は、本工事を実施し得る技術力を有していることが確認されたため、随意契約するものである。

議案第 115 号

工事請負契約の締結について

上長飯一万城地区体育館移転新築（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 上長飯一万城地区体育館移転新築（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 299,970,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 都北・須賀 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市神之山町 4866 番地 2
都北産業株式会社 |

議案第115号関係資料

上長飯一万城地区体育館移転新築（建築主体）工事

- 1 工事概要 上長飯一万城地区体育館の移転に伴う建築主体工事
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建
建築面積 1,049.02m² 延床面積 896.52m²
- 2 予定価格 305,250,000円（消費税及び地方消費税込み）
277,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 299,970,000円（消費税及び地方消費税込み）
272,700,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 98.27%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
都北・須賀特定建設工事共同企業体（70：30）	272,700,000	落札
藤誠・匠特定建設工事共同企業体（60：40）	274,200,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第 116 号

工事請負契約の締結について

防衛国 第1号 都城駐屯地周辺道路改修等（鷹尾都原線）事業 道路改良（3工区）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 防衛国 第1号 都城駐屯地周辺道路改修等
(鷹尾都原線) 事業 道路改良（3工区）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 264,550,000円 |
| 4 契約の相手方 | 木場・今元 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市姫城町25街区68号
株式会社 木場組 |

議案第116号関係資料

防衛国 第1号 都城駐屯地周辺道路改修等（鷹尾都原線）事業 道路改良（3工区）工事

1 工事概要 鷹尾都原線の道路改良に伴う土木一式工事

【施工延長 L = 333m】

街路型落蓋側溝 L = 524.6 m

ボックスカルバート L = 50.3 m

本線舗装工 A = 2, 654 m²

L型擁壁 L = 40.0 m

矢板工（ハット型） N = 一式

2 予定価格 265,012,000円（消費税及び地方消費税込み）

240,920,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 264,550,000円（消費税及び地方消費税込み）

240,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.82%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
木場・今元特定建設工事共同企業体（60：40）	240,500,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第117号

財産の取得について

次のとおり水槽付小型動力ポンプ積載車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

都城市長 池田 宣永

1 品名 水槽付小型動力ポンプ積載車

2 数量 2台

3 契約の方法 指名競争入札

4 契約の金額 24,376,000円

5 契約の相手方 都城市吉尾町912番地9 第1アパートカミツマガリ
101号
中村消防防災株式会社 都城営業所

議案第117号関係資料

1 取得財産 水槽付小型動力ポンプ積載車

2 数量 2台

3 予定価格 26,123,500円（消費税及び地方消費税込み）

4 落札価格 24,376,000円（消費税及び地方消費税込み）

5 落札率 93.31%

6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
中村消防防災株式会社 都城営業所	24,376,000	落札
宮崎ラビットポンプ有限会社 都城営業所	24,420,000	
株式会社ヤマトボーデン	24,486,000	
株式会社武田ポンプ店 都城営業所	24,686,460	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様概要

- (1) 水槽付小型動力ポンプ積載車 2台
- (2) 乗車定員：前部座席3人後部座席3人
- (3) エンジン：3,000cc以上ディーゼルエンジン
- (4) 駆動方式：2WD AT
- (5) 消火水槽容量：1,000リットル以上
- (6) 他取付け品・付属品・積載資機材含む。

議案第118号

議決事項の変更について

平成29年12月20日に議決された議案第137号「公の施設の指定管理者の指定について」の一部を下記のとおり変更する。

令和2年9月2日提出

都城市長 池田宜永

記

指定の期間を次のように改める。

3 指定の期間 平成30年4月1日から令和2年9月30日まで

議案第118号関係資料

議案第137号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市高崎農産加工センター条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市高崎大牟田農産加工センター及び都城市高崎江平農産加工調理センタ

一

2 指定管理者となる団体の名称

高崎町農産加工センター事業協同組合

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成37年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池 田 宜 永

高崎総合支所 産業建設課

指定管理者の指定期間の変更について

1 趣旨

都城市高崎農産加工センターの指定管理者である高崎町農産加工センター事業協同組合は、令和2年10月1日付けで、指定管理業務を含む組合の特産品の加工事業等を株式会社ROPESS（ロープス、代表取締役 大内 康勢氏）に事業承継し、解散する予定です。

しかしながら、団体間で事業承継がなされたとしても、指定管理者の指定については、議会の議決を経て行う必要があることから、現在の指定管理者の指定の期間を変更（短縮）することについて、議会の議決を求めるものです。

なお、新たな指定管理者の指定については、議案第119号において、議会の議決を求ることとしております。

2 対象施設

(1) 施設名	都城市高崎大牟田農産加工センター
所在地	都城市高崎町大牟田856番地8
(2) 施設名	都城市高崎江平農産加工調理センター
所在地	都城市高崎町江平2329番地9

3 指定管理

(1) 団体名称	高崎町農産加工センター事業協同組合
(2) 代表者名	理事長 坂元 順子
(3) 所在地	都城市高崎町大牟田856番地8
(4) 設立日	平成17年12月13日
(5) 従業員数	10名（組合員）、販売職員5名
(6) 業務内容	特産品の加工、開発、販売、販売所の管理運営、自家消費用加工室の管理運営、地産地消の推進、食育の推進

4 指定の期間

(1) 変更前	平成30年4月1日から平成37（現令和7）年3月31日まで
(2) 変更後	平成30年4月1日から令和2年9月30日まで

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市高崎農産加工センター条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市高崎大牟田農産加工センター及び都城市高崎江平農産加工調理センター
一

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社R O P E S

3 指定の期間

令和2年10月1日から令和7年3月31日まで

令和2年9月2日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市高崎農産加工センター指定管理者候補者の指定について

1 趣旨

都城市高崎農産加工センターの現在の指定管理者である高崎町農産加工センター事業協同組合（以下「組合」という。）は、令和2年10月1日付けで、指定管理業務を含む組合の特產品の加工事業等を株式会社ROPE S（ロープス、代表取締役 大内 康勢氏）に事業承継し、解散する予定です。

これを受け、承継団体である株式会社ROPE Sを非公募にて指定管理者候補者として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経て、選定された団体を指定管理者として指定しようとするものです。

2 指定の理由等

（1）事業承継の背景

都城市高崎農産加工センターは、平成18年1月1日から指定管理者制度を導入し、現在まで、組合が指定管理者として運営しています。組合員のほとんどは、施設の開設当初から地元加工グループ又は指定管理者として、現在に至るまでの25年間、味噌、ドレッシングなど31品目の地元の農産物を利用した加工食品を開発・生産しています。

しかしながら、組合員数減少、高齢化、収益減、後継者育成等が組合の大きな課題となっていました。

そのため、平成29年9月から地域おこし協力隊員（大内 康勢氏）を配置し、組合の管理運営の補助、新商品開発、新規イベント開催等を行い、経営の改善を図ってきました。

組合の収支は改善しましたが、組合員数の減少、高齢化等を理由に、組合は解散を希望するとともに、地域おこし協力隊員の貢献を認め、特產品加工等の事業を承継し、現在の管理運営体制を、地域おこし協力隊員が設立した株式会社ROPE Sで継続することを望んでいました。

（2）指定の理由

組合及び株式会社ROPE Sの両者から、事業承継に合意した旨の報告書が令和2年4月1日付けで本市に提出されました。合意内容として、現行の組織体制（組合員及び販売職員）及び特產品加工等の事業を全て承継することとしております。

したがって、都城市高崎農産加工センターの指定管理者については、非公募で特定している組合の事業承継であるため、株式会社R O P E Sを次の理由により非公募にて指定するものです。

- ① 株式会社R O P E Sは、現在の指定管理者からの事業承継により、これまでと同様、指定管理者の要件である人的、物的体制を保つことができるこ^と。
- ② 指定管理業務に関する従業者等の体制をそのまま引き継ぐことから、事業承継後に円滑に指定管理業務を行うことができること。

3 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称 株式会社R O P E S
- (2) 代表者名 代表取締役 大内 康勢
- (3) 所在地 都城市都北町5955番地1
- (4) 設立日 令和元年12月24日
- (5) 資本金 500万円
- (6) 業務内容 食品製造業～漬け物全般、ソースドレッシング類、惣菜類

4 指定の期間

令和2年10月1日～令和7年3月31日

(現指定管理者指定期間の残余期間)

5 施設及び業務等の概要

- (1) 施設名 都城市高崎大牟田農産加工センター
所在地 都城市高崎町大牟田856番地8
施設規模 敷地面積 1,241.61m²
延床面積 450m²
構 造 鉄骨平屋コロニアル葺
施設内容 展示販売室、加工室4室、共同学習室、保管庫、倉庫
業務概要 特產品の加工・開発・生産、農産物及びこれらの加工品等の展示販売
- (2) 施設名 都城市高崎江平農産加工調理センター
所在地 都城市高崎町江平2329番地9
施設規模 敷地面積 江平地区農村環境改善施設の敷地に併設
延床面積 135.37m²
構 造 鉄骨コンクリート造
施設内容 加工調理室、材料倉庫、更衣室、ボイラー室
業務概要 特產品の加工・開発、自家消費用加工及び加工体験

(3) 指定管理業務に係る主な決算の状況（令和元年度）

収 入	指定管理料	0千円
	利 用 料 金	1 7 8 千円
	販売手数料等	1 3 , 6 1 5 千円
	合 計	1 3 , 7 9 3 千円
支 出	維持管理費	1 5 , 5 9 8 千円
	事 業 費	4 2 9 千円
	合 計	1 6 , 0 2 7 千円

6 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

7 申請書類の審査結果

株式会社R O P E Sから提出された申請書類について財務基盤、事業計画、人員体制、予算計画等の管理運営体制の審査を行い、次の項目の全てについて、現在の指定管理者である組合の全ての業務を承継し、事業計画に変更が無いことを確認しました。

・市民の平等な利用の確保について

地域密着型販売所として、地元農家からの農産物等を幅広く受け入れ、生産者と連絡調整をしながら利用の促進を図っている。

・施設効用の最大限の発揮について

加工室を利用した加工品の生産を行い、施設内で商品として展示販売を行っている。

・経済的な管理運営について

光熱水費や原材料費の節減に努め、支出抑制を図りながら堅実な経営を行っている。

・安定的な施設の管理運営について

毎月の経営内容を市に報告し、経営の安定化に努めている。

組合の責任体制を引き継ぎ、加工室の営業許可の食品衛生責任者として、食品衛生責任者講習受講済みの者を配置している。

・地域への貢献について

都城市内に本店を有しており、地域内雇用を優先している。

地元商工会に所属し、イベントなどを通じて、地域活性化に貢献している。

・公の施設を管理するに当たり、必要な基準について

販売所では地元の農産物や加工品を販売し、こだわりの地産地消の店として維持している。

食育の推進を図り、生産者と連携しながら啓発に努めている。

申請団体名 株式会社ROPEs

希望する施設名 都城市高崎農産加工センター

主要業務実績

年月	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	備考
R2.1	「ひやくしようや」事業承継	「ひやくしようや」事業承継 漬け物、ソースドレッシング、惣菜等の製造販売業を承継。 ※「ひやくしようや」は、「百姓屋」と「飛躍しようや」をかけた店名で、高千穂町にて保存料・着色料を使わず、安心・安全にこだわった漬物等を製造している店舗。	
R2.1	京急百貨店 催事販売	京急百貨店(神奈川県横浜市)で都城市高崎農産加工センター及び「ひやくしようや」商品の催事販売を実施。	
R2.3~	山形屋百貨店 卸し	山形屋百貨店(宮崎市)で「ひやくしようや」商品の卸しを開始。	
R2.3~	道の駅高千穂、トンネルの駅、道の駅青雲橋、鬼八の蔵、高千穂の湯 小売り	道の駅高千穂、トンネルの駅、道の駅青雲橋、鬼八の蔵、高千穂の湯で「ひやくしようや」商品の小売りを開始。	
R2.4~	ふるさと納税返礼品事業	「ひやくしようや」商品のふるさと納税返礼品事業を高千穂町にて開始。	
R2.7~	ふるさと納税返礼品事業	ふるさと納税返礼品事業を都城市にて開始。	

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

事業計画書概要版

申請団体名 株式会社ROPEs

希望する施設名 都城市高崎農産加工センター

(1)市民の平等な利用に関すること

・大牟田農産加工センター

地域密着型販売所として、特産品の開発及び地元農産物優先販売を推進する。
地元生産者の受け入れを随時行い、地元生産者と適時連絡調整する。
販売所への苦情や要望については、即時対応し関係者と協議解決する。
施設の清掃美化作業については、定期的に行い、きれいな施設運営を心掛ける。

・江平農産加工調理センター

自家消費用、加工体験施設として平等な利用受付を推進する。
施設利用時は指導者を派遣し、安全な加工調理の推進を図る。
施設の苦情や要望については、即時対応し関係者と協議解決する。
施設の環境美化については、利用の都度徹底した清掃を心掛ける。

(2)施設効用の発揮に関すること

- ・特別な事由(災害等やむを得ない事象の発生)がない限り、休館日は1月1日～1月3日の3日間とし、毎日農産物の販売ができるよう搬入体制を整える。
また、加工体験や自家消費用加工の施設利用者には指導者を派遣し、受入体制を充実する。
- ・施設利用者を増やすため、各種イベントや加工体験を計画し、多くの人に来店や加工体験の機会を与えるよう創意工夫する。
- ・市のイベント(町内の各種まつり等)にも積極的に出店し、加工センターのPRをしながら住民との交流も図る。
- ・施設、機械、器具等の修繕については、10万円未満は指定管理者で行う。

(3)経済的な管理運営に関すること

- ・電気、ガス、ボイラー、水道等の利用の際は、使用しない時はこまめにスイッチ等を切り、経費節減に最大限努める。
- ・原材料仕入れについては、卸業者からの購入に心がけ、原材料費の経費削減に努め、商品の値上げを避けるための工夫をする。
- ・機械、器具類は丁寧に扱い、常に掃除を徹底する。

(4)安定的な施設の管理運営に関すること

- ・毎月の経営内容を翌月の15日までに市に報告する。
- ・施設防犯管理については、警備会社に委託契約し、緊急時の連絡網を整備し、迅速に市(産業建設課)と連携できる体制を整える。
- ・現金(大金)の取扱は極力さけ、法人向けネットバンキングを活用した振込サービスを利用する。
- ・販売手数料だけで経営管理ができるよう企業努力をする。
- ・販売(職員又はパート又はアルバイト)は基本1人体制とし、年末やイベント時は1～3人体制にする。
- ・恒例イベントの充実と、県内外にも特産品のPRに努める。
- ・収入は、大牟田農産加工センターの販売手数料と江平農産加工調理センターの施設利用料で、支出については、施設管理費と販売員の人工費やその他一般管理費である。
- ・現在の組合の責任体制を引き継ぎ、加工室の営業許可の食品衛生責任者として、食品衛生責任者講習受講済の4名を業務種別ごと(ソース類製造業・菓子製造業・飲食店営業・食肉販売業(包装食肉))に配置

事業計画書概要版

申請団体名 株式会社ROPEs

希望する施設名 都城市高崎農産加工センター

する。

(5) 地域への貢献に関すること

- ・都城市内に本店を有しており、地域密着型のイベントを実施し、住民のニーズを把握しながら地域に根付いた経営を行う。
- ・地元生産者を優先した農産物販売を行い、生産者と連携しながら地産地消を推進し、地元から長く愛されるお店にする。
- ・地域内雇用を優先し、地域雇用循環型経済に貢献する。
- ・地元商工会に所属し、イベントなどを通じ地域活性化に貢献する。

(6) その他、公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること

- ・販売所は常に地元の農産品や加工品を販売し、こだわりの地産地消の店として維持管理する。
- ・食育の推進を図り、生産者と連携をとりながら地域の活性化を図る。
- ・県内外の各種団体研修受入をする中で、地元特産品のPRに努め、特産品を活用した加工品の開発に取り組む。

(7) 公の施設を管理するに当たりアピールしたいこと

- ・令和2年1月に高千穂町にある食品製造販売業「ひやくしようや」から事業承継を受けており、製造に関するノウハウや各種商談会を通じた販路拡大に関するノウハウ・経験を本指定管理業務にも大いに活用できる。
- ・当法人の代表が地域おこし協力隊員として、3年間加工センターの管理運営に携わりながら業務に必要な資格取得や情報収集を意欲的に行っており、今後の経営にその知識と経験を活用できる。

議案第 120 号

令和元年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金 475,696,182 円のうち 229,039,989 円を減債積立金に積み立て、246,656,193 円を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

都城市長 池田 宜永

議案第 121 号

令和元年度都城市御池簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度都城市御池簡易水道事業会計未処分利益剰余金 3,506,748 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

都城市長 池田 宜永

議案第 122 号

令和元年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金 7,118,998 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

都城市長 池田 宜永